令和元年度第２回福岡県飯塚区域地域医療構想調整会議　議事概要

１　会議の開催日時及び場所

　日時：令和２年２月１８日（火）１９時００分～２０時２８分

　場所：飯塚医師会　４階　講堂

２　出席委員

　別紙委員名簿のとおり（出席者：出席委員１５名、欠席委員１名）

３　議事概要

　（１）福岡県外来医療計画について

　　以下の配布資料に基づき事務局から説明を行った。

　　資料１－２について、委員から、担う予定の外来医療機能①～⑬が将来的に不足しないとは限らないので、全項目挙げていいのではないかとの意見が出た。また、標榜科目についての議論も必要ではないかとの意見が出た。事務局から、外来機能の報告書については、外来医療機能に着目して議論頂きたい旨と、外来医療計画は新たな開業を規制するものではなく、開業の自由があるので、標榜科目の議論は難しい旨、説明した。さらに、地域医療構想アドバイザーから、資料１－２の２「今後担う予定の外来医療機能」の一番下に「上記以外の方法により、地域において不足する外来機能を担う場合」についての記入例「区域において不足すると考えられる○○科を開設するもの」とあるので、これを利用するといいのではないかと説明した。

　　委員から、在宅当番を担ってほしいが、担うとの意思表示がなかった場合に、これを担ってほしいと求めることは出来るのかと質問があった。事務局から、調整会議が、不足する機能を伝える場になるだろうし、新たに開業する先生には、何か協力できることはないかと考える場になっていくと思うと回答した。

　　資料１－３について、委員から、今でも紹介状を出してCTなどを撮ってもらい所見を書いてもらうといった形で実施しているが、この計画でいう共同利用は、CTやMRIを利用して、自分で読影して所見を書けば、依頼した側の医療機関が診療報酬請求できるということかと質問があった。地域医療構想アドバイザーから、これは点数化されていて、依頼する側は初診料、画像を撮れば撮影料、読影すれば診断料が取れる。ただし、どこまで依頼するのかは、お互いによく話しておく必要があると説明があった。

　　委員から、共同利用を行わないとは、紹介状を出してもCTの撮影を拒否するということかと質問があった。事務局から、新たに買おうとする際に周りの医療機関と共同利用すると、現在取り組んでいただいている内容を記載いただく、あるいは利用を広げていただこうというのが、この計画の趣旨であり、拒否するという視点はないと回答した。

　　委員から、買い替えの場合には保健所への届け出が必要だが、その時にこの報告書も出すということか、その際の共同利用の形は、紹介してもらって読影までするという形でないと受けないという場合でもよいのか、と質問があった。事務局から、すでに開業している先生が買い替えの場合にも出す必要があり、国のガイドラインでは、共同利用の範囲は具体的には示されていないと回答した。

　　委員から、共同利用する医療機関を勝手に書いていいのかと質問があった。事務局から、報告書に書く際は、共同利用する医療機関とあらかじめ調整が必要となると回答した。

委員から、飯塚病院が買い替える場合には、かなりの医療機関が共同利用すると思うが、全部の医療機関に確認して医療機関名を書く必要があるのかと質問があった。事務局から、現実的にそれは考えられないと回答した。さらに、新たに買う場合に、広くみんなで共同利用できるようにしますと宣言していただくイメージ、すでに共同利用されていれば、その旨書いていただき、新規開業される場合は、広く地域の医療機関と共同利用すると書いていただく。医療機関を特定できないこともあるだろう。どういう考え方で共同利用していくのかを示していただくのが趣旨であると説明した。

委員から、医療機関を特定してしまうと、他の医療機関は使えないということかと質問があった。地域医療構想アドバイザーから、医療機器の共同利用に係る計画書を出していただく趣旨は、新規購入若しくは更新される場合に、なるべく地域で共有して使っていただきたいということ、実際に画像撮影や画像診断の依頼は、診療報酬の枠組みですでに行われているので、それを妨げるものではない。新規購入や更新の際に、共同利用しますとお知らせいただく程度と認識いただきたい。共同利用しない理由としても、大学病院等で他院からの撮影依頼を受けるほど撮影のスケジュールに余裕がない等の合理的理由があれば、そういった理由を書いていただくことになる。すでに共同利用されている医療機関は、更新の際に引き続き共同利用しますと書いていただければいいと説明した。

飯塚区域では、事務局から提案があった報告様式をこのまま活用することが承認された。

資料１－１　　福岡県外来医療計画について

資料１－２　　新規開業に伴う外来医療提供等報告書

資料１－３　　医療機器の共同利用に係る計画書

資料１－４　　公衆衛生に係る医療の提供状況

　（２）地域医療構想の推進について

　　以下の配布資料に基づき、資料２－１から資料２－３については地域医療構想アドバイザーから、資料３－１から資料３－４、資料４については事務局から説明を行った。

資料２－１　　飯塚構想区域における２０２５年の具体的対応方針に関する状況

資料２－２　　飯塚構想区域における２０２５年に向けた具体的対応方針の取りまとめ

資料２－３　　平成３０年度病床機能報告データ

資料３－１　　公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について

資料３－２　　再検証対象医療機関リスト

　　資料３－３　　病床機能報告において高度急性期又は急性期病床を持つと報告した民間機関の診療実績リスト

　　資料３－４　　医療機関間の移動距離に関するデータ

　　資料４　　　　重点支援区域の申請について

**＜以下、非公開＞-----------------------------------------------------------**